

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (6月28日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第21号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	5
議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	7
議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	9
諸般の報告 .....	10
日程の追加 .....	11
議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	11
日程の追加 .....	12
議案第22号及び議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	12
閉会の宣告 .....	15
署名議員 .....	15

平成22年第6回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成22年6月28日  
会期 1日間  
閉会 平成22年6月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月28日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第21号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第22号及び第23号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第21号予算審査特別委員会 (説明～採決)
			午前11時	議案第22号及び第23号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時45分	予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成22年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成22年6月28日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成22年6月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成22年6月28日 午前11時26分)

## 2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

7 番議員 具志堅 朝 秀

2 番議員 新 城 一 智

8 番議員 平 良 英 勝

3 番議員 友 寄 景 光

9 番議員 平 良 嗣 男

4 番議員 東 武 久

10番議員 宮 城 功 光

5 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 産業振興課長 新 城 寛

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 シークワーカー  
振 興 室 長 宮 城 博 俊

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第21号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託
5	議案 第22号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案 第23号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第21号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第22号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第23号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成22年第6回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番 東 武久議員及び5番 金城勇議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

次に6月10日に、宮城 武議員から辞職の申し出があり、同日付で辞職の許可をいたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第4 議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成22年第6回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますこと本当にありがとうございます。

それでは提案いたします。議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、

「第1表歳出予算補正」による。

平成22年6月28日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正は、歳出予算を早急に確保する必要があることから計上しておりまして、予算総額の増減はございません。

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の中身でございますけれども、第6款農林水産業費、シークワサー振興費の特産品加工施設の指定管理者公募に伴う新聞広告料として計上してございます。募集要項が庁内で数回にわたりまして検討しましたので、いよいよ募集に踏み切るといことでこの広告料を計上してございます。

あとは第2款総務費、それから第6款農林水産業費、第8款土木費、第10款教育費に、それぞれコピー代として消耗品費を計上しております。

以上でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塩屋埋立団地建築工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億3,597万5,000円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉1117-1  
商号 株式会社丸孝組  
氏名 代表取締役 前田孝明

平成22年6月28日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） それでは議案第22号の補足説明をさせていただきます。

説明資料、7ページに沿って説明させていただきたいと思います。

本村では、深刻な少子化問題があり、公営住宅を整備することで若年層の定住を促し、児童数の増加及び過疎対策を図るために整備を行うものであります。事業名としまして、沖縄北部特別振興対策特定開発事業（公営住宅整備事業）、これは平成21年度繰越事業でございます。

概要としまして、工事名、塩屋埋立団地建築工事（1工区）。工事場所、大宜味村塩屋1306-8。構造、鉄筋コンクリート造、2階建て、これは既製コンクリート杭基礎となります。建築面積572.5平米、延床面積957.74平米、戸数12戸、1戸当たりの占有面積79.924平米、室形態としまして3LDKでございます。3つの個室に居間・食堂・台所が併設になっております。予定工期としまして平成22年6月30日から平成23年1月14日まで。

なお、平面図等を添付しておりますので、御参照していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では議案第22号について質疑を行います。



この事業は埋立団地、公営住宅整備事業ということになっておりますけれども、結の浜においては、今、村の診療所が建設されていますけれども、景観を含めて非常に、最初に建つ大きな建物ということで、どういうことに配慮して、景観も含めて、設計上、これは屋根が瓦になっているのか、レンガっぽくなっているのか、ちょっと聞きたいと思います。色とか景観に配慮しないといけないところがあると思うんですが、この辺についてどういう点に注意して事業を進めようとしているのか、この辺をお伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 診療所のほうが始まっておりますが、それに次ぐ結の浜の建築工事ということで、また村民の皆さんの注目も高いと思いますが、景観につきましてということになります。確かに結の浜の総合計画なり、地域の規制とか、まちづくり条例等のそういった政令がございましたらそれに伴って建物の景観とか、そういったものも配慮していくべきになると思います。今回につきましては、正直申し上げまして、団地独自の設計ということで、この地域の風景に配慮するという基本方針は持っておりますが、ここをこうして配慮しましたということは特に申し上げるところはございませんが、屋根形態等につきましても当初は赤瓦なり、そういったものも配慮しながら設計を行ってまいりましたが、予算の都合上、塗装ということで、少しでも長持ちするようということ少しい吹きつけ塗料材で行うという処置になっております。今後、建物ができたら外構等の整備も進めてまいりますが、そこにつきましてはいろいろと緑地帯の形態とかも生け垣的なものとか、これからの参考になるような方向で設計のほうを進めてまいりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり最初の結の浜における大きな建物の一つになりますので、予算もかかるということですが、財政面だけじゃなくて、今後の結の浜の景観も含めてかけられるところにはお金をかけていただきたいと思っております。あわせて多目的広場、外構工事もこの中には建築工事だけなんですけど、あわせて行うつもりがあるのか、その辺を伺って終わります。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 外構の設計のほうも進めまして、11月ごろから工事を進める予定でございます。今回、多目的広場ということで、駐車スペースになり得る広場も含めて多目的広場的なものとかと植栽、あと今回、これは一括しての集中のガス供給になりますので、ガス保管庫なり、またごみ集積場とか、そういったものも含めまして計画していきたいと考えています。それと国道側に面しまして、北側になるんですが、角地のほうが団地のシンボリックなスペースということで、そこで少し住民の皆さん、また地域の皆さんが交流できるような形で小スペースとか、そういったものを配慮しながら外構を整備していきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 聞いておきたいと思っておりますが、これまでの団地の事業のとり方と、今回は北振対策で事業をとっているわけですが、この条件等がどうなっているのか。今、ここに目的にあるように若者の定住と児童の減少等に伴って各学校、複式がふえているわけですが、そのために若者の定住を図っていくんだということをやっているんですが、これまで各地域で団地ができてきて、その事業と今回の北部振興でとっている団地事業の内容はどのように変わるのか。また高所得者が入れるのかどうか。低所得だけではなくて、高所得の人間が入れて、定住が図れるのか。そこら辺を聞き

たいと思います。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 今回の私の説明資料でちょっと誤解与える部分もあったと思いますが、今回の事業につきましてもあくまでも公営住宅法に基づいて整備を進めてまいります。大きな基本としまして、住宅に困窮する低所得者に対しての低廉な家賃で賃貸させるとか、そういう国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを大きな目的にこの住宅整備は進めております。ですからこれまでの住宅整備と何ら変わることはございません。ただ、今回、沖縄北部特別振興対策特定開発事業ということで取り上げまして、これにつきましては現在の住宅整備事業なんですが、全国的に、また沖縄県も特に通常の事業は採択が大変難しくなっております。各市町村とも計画戸数を減らされまして実施されている中で、北部地域におきましては、こういう北部振興事業ということで優先的に希望戸数が配慮されているという状況にございまして、その北部振興対策事業計画の中で北部地区全域でこの少子化問題という大きなテーマを取り上げておりまして、そういうことも含めまして、今回、大きな公営住宅法の目的を記入すべきでございましたが、今回の北部振興事業の北部地域での目的みたいなものをちょっと掲げられています。これまでの住宅整備と何ら変わらない事業となっております。以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 塩屋埋立団地建築工事（2工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,135万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字塩屋721  
商号 合資会社宮城産業  
氏名 代表取締役 宮城一恭

平成22年6月28日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） それでは議案第23号の補足説明をさせていただきたいと思います。

目的につきましては、先ほど議案第22号で申し述べましたとおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

事業名につきましても、同じく沖縄北部特別振興対策特定開発事業で行ってまいります。

概要としまして、工事名、塩屋埋立団地建築工事（2工区）。工事場所が同じく大宜味村塩屋1306ー8。構造が鉄筋コンクリート造、2階建て、既製コンクリート杭基礎となります。建築面積393.38平方メートル、延床面積652.14平方メートル、戸数8戸となります。1戸当たり占有面積79.924平方メートル、室形態が3LDK。予定工期、平成22年6月30日から平成23年1月14日まで予定しております。

なお、平面図等を別添しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、経済建設常任委員会に付託します。

---

○ 議長（宮城功光） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前10時21分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時24分）

---

#### ◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に東 武久議員、副委員長に友寄景光議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○ 議長（宮城功光） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時25分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

◎日程の追加

○ 議長（宮城功光） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第1 議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年6月28日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第21号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

（東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（東 武久） ただいま議題となりました議案第21号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時30分から審査をいたしました。

議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、質疑、討論はなく、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第21号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（宮城功光） ただいま経済建設常任委員会副委員長から、先ほど付託しました議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について及び議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について及び議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について及び議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第22号及び議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第2 議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について及び追加日程第3 議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約についてを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会副委員長。

平成22年 6 月28日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会

副委員長 東 武 久

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第22号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について	可 決 全会一致
議案第23号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について	可 決 全会一致

（東 武久経済建設常任委員会副委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会副委員長（東 武久） 宮城 武経済建設常任委員会委員長の辞職に伴い、大宜味村議会委員会条例第11条第1項により、副委員長から報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号及び議案第23号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前11時開会時間を午前10時50分に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について報告します。

本件は、沖縄北部振興対策特定開発事業であり、平成22年3月議会で議決された繰越明許費による契約です。工事の概要は、鉄筋コンクリート造の地上2階建て、12戸を建築するものです。

その内訳として、1戸の床面積は79.924平方メートルで、延べ床面積は957.74平方メートルとなっております。

請負契約金額は1億3,597万5,000円、契約の相手は株式会社丸孝組で、工期は平成22年6月30日から平成23年1月14日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について報告します。

本件は、議案第22号同様で、平成22年3月議会で議決された繰越明許費による契約です。工事の概要は、鉄筋コンクリート造の地上2階建て、8戸を建築するものです。

その内訳として、1戸の床面積は79.924平方メートルで、延べ床面積は652.14平方メートルとなっております。

請負契約金額は9,135万円、契約の相手は合資会社宮城産業で、工期は平成22年6月30日から平成23年1月14日までとなっております。

なお、本件についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告いたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第22号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第23号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○ 議長(宮城功光) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第6回大宜味村議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午前11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員